

論文

# 市町村におけるこども家庭センターの役割と機能に関する一考察 —制度の検討過程と関連動向から—

佐藤 まゆみ

(受理日：2024年1月16日)

## A Consideration on the Roles and Functions of Child and Family Support Centers in Municipalities —From the Review Process of the System and Related Trends—

Mayumi SATO

### 要旨

本研究は、市町村のこども家庭相談に関する役割強化の過程について、2004年、2016年児童福祉法改正に次ぐ2022年児童福祉法改正に着目し、こども家庭センターが法的に位置づけられる検討経緯と関連動向を整理し、こども家庭センターにどのような役割や機能が求められているかを明らかにすることを目的とした。その結果、こども家庭福祉における「包括的な支援」は、2018年の児童虐待死亡事例に伴う児童相談所・市町村の体制強化の中で政策目標として一貫して目指され、その包括的な支援の担い手として、従来の支援拠点から母子保健とこども家庭福祉の一体的な支援が期待されるこども家庭センターへと議論が変遷し、包括的な支援の実現は重要な政策課題となった。こども家庭センターは、児童相談所と市町村間に生じる支援の切れ目、各施策間に生じる支援の切れ目を防ぐ役割、領域と施策の縦割りによる切れ目をつなぐソーシャルワーク機能が期待されていると考えられた。併せて、こども家庭センターによる一体的な支援において、要対協を活用した支援の包括化を考えることが今後の課題として示唆された。

キーワード：市町村、こども家庭センター、包括的な支援（包括的支援）、要保護児童対策地域協議会

## 1. 研究の背景

### (1) 市町村の役割強化と基盤整備

市町村のこども家庭相談に関する役割の強化の過程については、これまでの筆者の研究において、2004年の児童福祉法改正にかかる要保護児童対策地域協議会（以下要対協とする）の法定化とネットワーク型（協議会型）援助の展開など基盤整備期であることについて言及し（佐藤2007）、2004年法改正から10年間の子ども家庭福祉の評価をインタビュー調査の分析により行った（佐藤2017）。さらに、2016年児童福祉法改正により設置が努力義務となった市区町村子ども家庭総合支援拠点のあ

り方について、その検討の経緯や機能をまとめた（佐藤2022）。これらの研究は、都道府県と市町村の間で役割や権限の移譲が行われ、市町村を中心とする実施体制に再構築すること、すなわち地方分権の観点から行ってきた。

市町村におけるこども家庭福祉の体制整備に係る研究は、柏女ら（2005）・（2013）・（2017）・（2018）・（2020）、山縣ら（2005）、藤咲ら（2009）の研究がある。こども家庭福祉の相談体制について地方分権化の観点から論じているのは、崔（2010）による研究がある。このように、先述の観点でこども家庭福祉行政実施体制に言及する研究は少ない。

特に2016年の児童福祉法改正以降、地方間分権の観点から、子ども家庭福祉行政実施体制の構築における要対協や市区町村子ども家庭総合支援拠点の役割等を論じる調査研究は、柏女らや筆者によるものに限られている。

福祉八法改正以降、他の福祉分野における市町村を中心とした実施体制と利用者主体の契約制度にもとづくサービス利用が進められてきたが、当時権限移譲が実現しなかった子ども家庭福祉分野においても、地方間分権を受け止めるための市町村の基盤整備は少しずつ進展してきた。筆者のこれまでの研究から、市町村の基盤整備は2004年の法改正を第1段階、2016年の法改正を第2段階として捉えられ、2022年の法改正により実行される施策は、市町村の機能を強化する内容であり、基盤整備の第3段階として捉えることが可能と考えられる(図1)。以上のことを踏まえ、本研究では市町村の基盤整備における資源として、新たに創設される子ども家庭センターに着目することとした。

## (2) 基盤整備における子ども家庭センターの登場

第3段階にあたる2022年児童福祉法改正の大きな柱のひとつは、「子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充」であり、「市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う子ども家庭センターの設置や、身近な子育て支援の場(保育所等)における相談機関の整備に努める。子ども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画(サポートプラン)を作成する。」とされている。

市町村が行う業務として児童福祉法第10条第4項を新設し、「児童及び妊産婦の福祉に関し、心身

の状況等に照らし包括的(新設)な支援を必要とする」と認められる要支援児童等その他の者に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと。」と位置づけ、第10条の2に「市町村は、子ども家庭センターの設置に努めなければならない。」と規定した。第10条の2第2項1～4に掲げる業務を行うことにより、「児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設」とされる。

子ども家庭センターは、従来の市区町村子ども家庭総合支援拠点(以下支援拠点)と子育て世代包括支援センターを見直すものであり、厚生労働省による2022年の市町村説明会段階では、「改正児童福祉法により、市区町村において、子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)と子育て世代包括支援センター(母子保健)の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関(子ども家庭センター)の設置に努めることとした。(下線筆者)」と説明されている(厚生労働省2022)。

なお、2023年9月15日開催の市区町村説明会では、「『子ども家庭センター』の設置は、これまで『子育て世代包括支援センター』と『市区町村子ども家庭総合支援拠点』それぞれの設置を進めてきた中で、両機関がともに特定妊婦や要支援児童等を支援対象に含んでいるにもかかわらず、組織が別であるために、連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報共有等が成されにくい等の課題が生じていたことに対して、両機能を組織として一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両

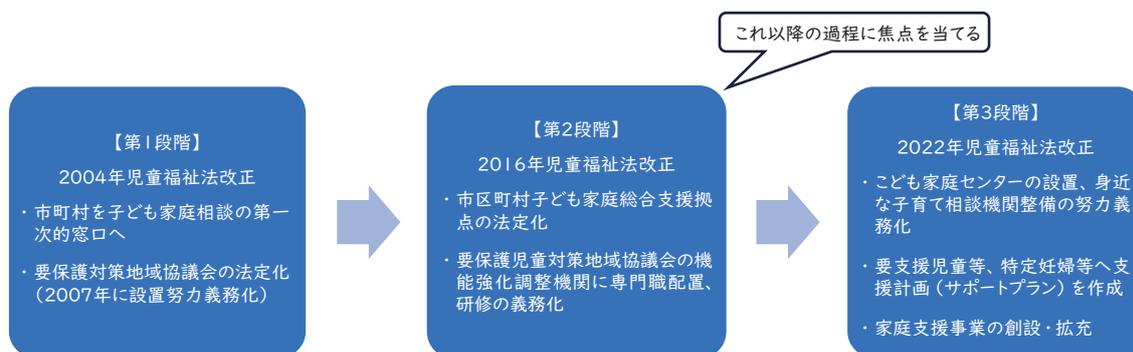


図1 市町村の子ども家庭福祉に関する基盤整備の展開と研究の焦点(筆者作成)

部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図るために行われるものである。(下線筆者)」と、こども家庭センター設置の趣旨を改めて示し、連携における組織的な面での支援の切れ目に言及している。2024年度から本格的に設置が進められるこども家庭センターの役割や機能をどのように捉えるかについては、市町村の基盤整備における重要な論点の1つであると考えられた。

## 2. 研究の目的

先述のように、従来の母子保健とこども家庭福祉のそれぞれのセンター・支援拠点を一体的に運営することによってこども家庭センターを創設することとなった。こども家庭センターが法的に位置づけられるに至るまでの検討経緯と関連動向を整理することを通じて、こども家庭センターにどのような役割や機能が求められてきたかを検討し、今後のこども家庭センターの課題やそのあり方を考えるための示唆を得ることを目的とした。

## 3. 研究の方法

2017年以降に起きたこども家庭センターに関する議論・関連動向に焦点を当て、こども家庭センターを取り巻くこども家庭福祉施策の理念やその役割及び機能、必要性に着目し、行政資料、各委員会等の資料と2022年の児童福祉法を含む時期の関連動向を整理し、分析・考察した。

## 4. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理規程にもとづく研究ガイドラインの「引用」の規定に則って実施した。

## 5. 研究の結果

### (1) 社会的養育専門委員会報告書と経済財政運営と改革の基本方針2021

厚生労働省社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会は、平成28年の児童福祉法改正の施行5年後の見直しに関する議論を一つの柱として2021年4月23日に第27回として再開された(もうひとつの柱は2019年の児童福祉法改正の施行後1年、

2年の規定に関する議論)。

その議論が進む過程で、同専門委員会の第33回資料1において、市町村のソーシャルワーク機能に関する言及として、「市区町村の母子健康包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を再編し、全ての妊産婦、全ての子育て世帯、全ての子どもの一体的相談を行う機能を有する機関を設置することとしてはどうか。」「一体的に相談支援を行う機能を有する機関は、妊産婦、子育て世帯、子どもを適切な支援メニューにつなげるハブ機能を果たすこととしてはどうか。」といった提案が見られた<sup>1)</sup>。これが後のこども家庭支援センターに関する言及である。

この社会的養育専門委員会では、第27回から第30回までの議論で出された意見を「これまでに頂いた課題・問題意識」として資料にまとめ、第31回から第36回にわたり添付されていた。その中で「市区町村等のソーシャルワーク機能」として示された課題は、表1のようにまとめられる。

こうした議論の背景には、2021年のいわゆる骨太の方針である「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日)(以下骨太の方針2021)により、「児童虐待防止対策について、児童福祉法等改正法附則に基づき、子供の支援に携わる者の資質の向上に向けた資格の在り方、司法関与の強化も含めた一時保護の適正手続の確保、子供の権利擁護、積極的な取組を評価するなど実効性のある里親支援等の在り方の検討を含む家庭養育優先原則の徹底、措置解除者に対する支援の在り方等について、検討に基づき必要な措置を講ずる。児童の健全育成推進や虐待予防の観点から、支援を要する子育て世帯に支援が行き渡るよう、未就園児の効果的な把握や母子保健と児童福祉のマネジメント体制の再整理、市町村、児童家庭支援センターなどによる在宅支援の推進などについて検討し、所要の措置を講ずるとともに、児童相談所を含めた子供や家庭の支援体制を充実強化する。」<sup>2)</sup>とされたことが挙げられる。

これを受けて、社会的養育専門委員会において第41回まで精力的な議論がなされた。成果として、まず令和3年12月28日時点での「社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書(案)」が出

表1 市区町村等のソーシャルワーク機能

市区町村等のソーシャルワーク機能
1. 母子保健と子ども家庭福祉は、別々の機関による職員の資質に左右される「連携」に止まっており、一体的な対応はほとんどの市区町村において行われていない。
2. 支援をコーディネートする機関がない。市区町村の相談機関は、子どもやその保護者、家庭のニーズや置かれている状況を踏まえ、支援の濃淡を見極めて必要な支援を結びつけていく必要がある。
3. 民間や地域による地域の子育て支援活動を把握し、有機的に連動させる役割を果たす機関が明らかでなく、地域の子育て支援活動の推進が十分でない。
4. 就学前の子どもやその保護者、家庭について保育所などがつながることができているところとできていないところと差がある。
5. 公的な相談機関につながりにくい、妊娠届を出していない妊婦や健診未受診の者などに対して民間による相談機関の活用が必要である。
6. 市区町村では人員や体制が不十分な状況にある。

出典：社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会第31回資料を参考に筆者作成

され、人材育成における記述を調整中として第40回、第41回で議論を行い、令和4年2月10日に同報告書がとりまとめられた。本報告書においては、子ども家庭福祉行政の課題として、「未就園児の把握、就学世帯を含めた子育て家庭の把握（特に支援を必要とする未就園児、子育て家庭の把握）の不足」、「市区町村において母子保健と児童福祉の連携と支援のマネジメント力の不十分さ」、「家庭や子どもに対する支援の不足」、「児童相談所における専門性の向上の必要性」を示した。

## (2) こども政策の推進に係る有識者会議

いわゆる骨太の方針2021に基づき、子供を産み育てやすい環境の整備を加速するとともに、子供の命や安全を守る施策を強化し、子供の視点に立って、子供を巡るさまざまな課題に適切に対応するためのこども政策の方向性について検討を行うため、2021年9月からこども政策の推進に係る有識者会議（以下有識者会議）が行われた。2021年11月には、取り組むべき政策の柱と具体的な施策等を盛り込んだ「こども政策の推進に係る有識者会議報告書」いわゆる第1次報告書が提出されており、2021年12月21日に閣議決定された「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（以下基本方針）の附属文書となっている。2021年11月29日の第1次報告書に示された基本理念6つ<sup>3)</sup>の中に、「4. こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年度

の壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援」が挙げられている。今後取り組むべき政策の柱のひとつに、「4. 政策を進めるに当たって共通の基盤となるもの」が示されており、具体的な施策を進めるにあたっての共通のプラットフォームの構築の必要性（例えば要対協等の連携ネットワークの強化）に触れられている。

有識者会議は、こども家庭庁発足とともに役割を終えることとされており、2023年3月28日には既存3大綱の進捗等を踏まえ、こども大綱の策定に向けた論点の整理として「こども政策の推進に係る有識者会議第2次報告書～「こども大綱」の策定に向けた論点～」が示された。こども施策の立案・実施に当たって踏まえるべき基本的な共通事項、こども施策を進めるに当たっての基本姿勢を示した。ここでも、「切れ目なく対応」、「切れ目ない施策の確保」という考え方がみられ、子どものライフステージに応じ、成育過程においてあらゆる関係機関等が連携し保健・療育・福祉・教育を提供することや相互に協力して一体的に取り組んでいくべきであることを示している。

## (3) いわゆる異次元の少子化対策の検討と展開

2023年度の「経済財政運営と改革の基本方針」において、将来的なこども予算倍増に向けた大枠を示すこととしており、「全世代型社会保障の構築に向けた取組について」（令和4年12月16日全世代型社会保障構築本部決定）や「こども政策の推進

に係る有識者会議」における議論を踏まえつつ、「未来への投資」であることも政策の強化に向けて、目指すべき姿と当面加速化して進めるべき事項について集中的に検討するため、こども政策担当大臣の下、関係府省から成る、こども政策の強化に関する関係府省会議が開かれた。いわゆる異次元の少子化対策についての議論である。2023年3月31日には、今後3年間で加速化して取り組むこども・子育て政策と、こども・子育て政策が目指す将来像を取りまとめた「こども・子育て政策の強化について（試案）～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」(以下試案)が示されている。

また、こども・子育て政策の強化について、具体的な施策の内容、予算、財源の在り方について検討する必要があることから、全世代型社会保障構築本部の下に、「こども未来戦略会議」が置かれた。6月13日には、「こども未来戦略方針～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～」が閣議決定され、(1)若い世代の所得を増やす、(2)社会全体の構造・意識を変える、(3)全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する、という3つの理念を掲げ、特に(3)では、「こども・子育て支援に関する現行制度全体を見直し、全てのこども・子育て世帯について、親の働き方やライフスタイル、こどもの年齢に応じて、切れ目なく必要な支援が包括的に提供されるよう、「加速化プラン」で掲げる各種施策に着実に取り組むとともに、「総合的な制度体系」を構築すること」が目指されている。具体的政策については「加速化プラン」として、今後3年間の集中取組期間において、できる限り前倒しして実施することとされ、多様なニーズを有する子育て世帯への支援については、支援基盤や自立支援の拡充に重点を置き、子育てに困難を抱える世帯やヤングケアラー等への支援を強化するため、こども家庭センターの人員体制の強化等が図られることとなっている。

#### (4) こども家庭審議会の設置とこども大綱の策定に向けた中間整理

2023年度に施行されたこども基本法に基づき、こども大綱の案の作成等を担うこども政策推進会

議が設置(内閣総理大臣を長とする閣僚会議)された。2023年4月18日に第1回会議が開かれ、こども大綱の案の作成の進め方等が確認され、こども大綱の案の作成について、こども家庭審議会に諮問することが決定された。

2023年4月21日には、こども家庭庁にこども家庭審議会(以下審議会)が設置され、第1回の審議会が開催された。審議会の各部会等において、こどもの居場所づくりに関する指針(仮称)や具体的な議論が進められている。こども大綱の策定に向け、内閣総理大臣からの諮問を受け、こども家庭審議会総会において2回、基本政策部会において9回の議論が行われ、関連する分科会・部会での議論を踏まえ、審議会総会として同年9月29日に「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等～こども大綱の策定に向けて～(中間整理)」が取りまとめられている。

この中間整理において、こども家庭センターは虐待の早期の対応や予防など「児童虐待防止対策等の更なる強化」の文脈で位置づけられ、「市町村の支援の中心となるこども家庭センターが、地域の保育所、学校などや支援の担い手である民間団体を含め、要保護児童対策協議会などの地域のネットワークと一体となって継続的に支え、虐待予防の取組を強化する。」「児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を構築する。」(中間整理p.18、22)と体制整備の中核にこども家庭センターを位置付けている。

「地域における包括的な支援体制の構築・強化」の文脈には、教育・保育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が密接に情報共有・連携を行う「横のネットワーク」と、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である18歳、20歳といった特定の年齢で途切れることなく継続して支援を行う「縦のネットワーク」による包括的な支援体制として、「こども・若者や子育て当事者の支援に取り組む民間団体等の連携を図るため、要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会を活用し、その機能を強化し連携させる。各地の協議会間の連携(ネットワークの

ネットワーク)による全国的な共助体制の構築を図る。」こととしている。「こども家庭センターの全国展開を図るとともに、こども家庭センターと子ども・若者総合相談センター等を連携させ、こども・若者や子育て当事者の相談支援を強化する。」(中間整理p.35)としたうえで、分野を超えた情報・データの連携により、SOSを待つことなく、プッシュ型・アウトリーチ型支援を届けることができる取り組みにも言及している。

#### (5) 政策の基本理念としての「切れ目のない包括的な支援」

こども大綱の策定に向けた中間整理にも包括的な支援体制への言及があったが、少し振り返ると先述の「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」に基づき、政策の基本理念が打ち出されている。その理念の一つには、「こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目のない包括的な支援」が挙げられ、関係機関や団体によるネットワークの形成による支援、18歳等の特定の年齢で区切ることなく円滑に社会生活を送ることができるようになるまで伴走することが挙げられた。ここでの切れ目は、①制度や組織による縦割りの壁、②年齢の壁が想定されている。

見方を変えると、少なくとも市町村における実施体制には、①子どもと家庭のニーズに応じて、福祉に限らず支援できるよう分野を超えた包括的支援のためにネットワーキングが求められるようになり、②児童の年齢で施策に切れ目を生じさせないよう、継続的支援のために個々の生活課題に着目した支援のコーディネートが改めて求められるようになったと考えられる。これに加え、支援が必要な子どもと家庭に受け入れられやすくするための工夫、支援を届けるためのアウトリーチや民間団体との連携・協働、家庭支援の資源を量的・質的に拡充すること、それを届ける人材の育成やそのあり方等が論点とされている。

こども大綱に関する中間整理の内容やこれまでの検討経緯を見ると、こうした理念をベースに政策の議論が重ねられてきたことがわかる。

#### (6) 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進と2022年改正児童福祉法

##### ① 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置状況

支援拠点は、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、里親や養子縁組を含む全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う。子どもの自立を保障する観点から、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に努めることとされる。また、要保護児童対策地域協議会の調整機関を担う。

2016(平成28)年に成立した児童福祉法の改正を受けて、2017(平成29)年3月に「市町村子ども家庭支援指針」(以下市町村ガイドライン)が发出された。市町村ガイドラインにおいて、市町村に求められる機能の筆頭に、「拠点づくりとコミュニティを基盤にしたソーシャルワークの展開」が位置づけられている。在宅での支援を中心とする市町村において、ソーシャルワークの機能を担う支援拠点を中心とした体制作りが求められたといえる。その後、2018(平成30)年に起きた虐待の死亡事例を契機として決定された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(いわゆる新プラン)で支援拠点の強化と設置促進を盛り込み、2022年度までに全市町村設置を目標として対応を図った。しかしながら、2022(令和4)年4月時点(速報版)で支援拠点を設置済み自治体が1002市区町村(1188か所)、全体で57.6%の設置にとどまった。母子保健分野の母子健康包括支援センターの設置率は9割を超えており、支援プラットフォームとしては子ども家庭福祉と母子保健で別々に動いている実態がある。

こうした状況は、平成28年の児童福祉法改正の前段で「子ども家庭福祉は地域社会の中で展開される必要があり、地域において社会資源と支援拠点が十分に整備され、市区町村が子ども家庭支援と機関連携の要として十分に機能することが不可欠である」とした「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告(提言)」(2016:2)の内容を省みる必要があるだろう。市町村ガイドラインにある「拠点づくりとコミュニティを基盤にしたソーシャルワークの展開」に必要とされてい

る支援拠点の整備があまり進んでいないことについて、自治体の理解と支援拠点を整備するだけの条件整備を合わせて行う必要があると考えられる。

なお、依然として全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加しており、児童虐待防止対策を更に推進するため、9月2日の関係閣僚会議において、2022年改正児童福祉法やこども家庭庁の創設を踏まえた新たな総合的対策である「児童虐待防止対策の更なる推進について」が決定された。この決定に基づいて、前述の新プランに代わる「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が2022年12月に策定された。市町村の体制強化が柱の一つであり、こども家庭センターの全国展開を見据えて支援拠点の設置促進に向けて取り組むこと、民間団体との協働を進めるなど要対協の更なる強化が盛り込まれている。

② 児童福祉法改正とこども家庭センターの法定化  
2022年6月に成立した改正児童福祉法は、先述

の内容と2021年の児童福祉法改正の施行後の見直しに定める内容となっている。その柱のひとつが、「子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充」である。ここに、こども家庭センターの設置やサポートプランの作成、家庭支援事業の創設や既存の事業の拡充が盛り込まれることとなった。

(7) 2つの調査研究

① 「こども家庭センター」設置運営要綱(案)と調査研究

2022年度には、厚生労働省において「こども家庭センター及びサポートプランについての調査研究」(実施主体：三菱UFJリサーチ&コンサルティング)が実施された。こども家庭審議会児童虐待防止対策部会第1回の資料としてそのポイントが示された(図2)。

ポイントの1点は、「こども家庭センター」設置

こども家庭庁 「こども家庭センター」設置運営要綱(案)概要  
(こども家庭センター及びサポートプランについての調査研究)

<趣旨・目的>

- 子育て世代包括支援センターと市区町村子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関(こども家庭センター)の設置に努める。
- こども家庭センターは、できる限り妊産婦、こどもや保護者の意見や希望を確認又は汲み取りつつ、関係機関のコーディネートを行い、地域のリソースや必要なサービスと有機的につなげていくソーシャルワークの中心的な役割を担う。

<業務内容>

- こども家庭センターにおいては、①家庭や地域の状況の把握、②情報の提供、③相談等への対応(サポートプランの作成等)、④総合調整、⑤地域資源の開拓、⑥地域子育て相談機関との連携、の支援を行う。その他、⑦家庭支援事業の利用動向・措置、⑧地域子育て相談機関の整備等、⑨要保護児童対策地域協議会の「要保護児童対策調整機関」についても、併せて行うことが望ましい。
- サポートプランの作成対象は、要保護児童、要支援児童と当該児童の保護者及び特定妊婦に加え、子の養育に不安を抱え、行政機関からの継続的な支援を希望する児童とその保護者及び妊婦となる。サポートプランには、解決すべき課題、作成対象者の意向、作成対象者に対する支援の種類及び内容、サポートプランの見直し時期等を記載する。
- サポートプランについては、こどもや保護者との関係性を土台にこどもや保護者との面談の場等において協働して作成することや、当事者と共有することが重要。当事者とサポートプラン作成のための相談関係ができていない場合は、作成に向けた働きかけを行い、その上で作成が困難な場合は、可能な限り当事者のニーズ把握を行い、内部での支援計画(支援方針)に反映させ、支援の実施を図る。支援を拒否する等その実施が困難な場合には、利用動向・措置、児童相談所への送致などについてセンター内部や要対協個別ケース検討会議で検討することが重要である。定期的にケースの変化や支援の利用状況等について、こども家庭センターや要対協個別ケース検討会議等で確認をした上で、支援内容の追加や変更など見直しを行う。

<実施体制>

- こども家庭センターには、組織全体のマネジメントができる責任者であるセンター長を1名、母子保健及び児童福祉双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員を1か所あたり1名配置する。統括支援員は、子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点に配置される職員の資格(例えばこども家庭ソーシャルワーカーなど)等を有している者や十分な経験がある者が望ましい。
- 一体的支援の主な業務フローとしては、次のとおり。
  - ① 妊娠の届出、乳幼児健康診査等の機会を通じて、保健師等が支援の必要な家庭を把握し、個別の妊産婦等を対象としたサポートプランを策定。
  - ② 合同ケース会議を開催し、統括支援員を中心として、特定妊婦や要支援児童等の該当性判断や支援方針の検討・決定。
  - ③ 子ども家庭支援員等が保健師等と協働しながらサポートプランを更新し、当事者に手交。
  - ④ 更新されたサポートプランは、こども家庭支援員等と保健師等が適宜、連携・協働して、サポートプランに基づく支援を実施。

※職員配置については、今後、財政支援と併せて検討。

出典：こども家庭審議会第1回虐待防止対策部会配布資料4「改正法の施行に向けた検討状況について」pp.6-7より抜粋  
[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/277bd31e-b9f4-4cc5-8e2b-2dc2cb0ad159/8e7d1cec/20230401\\_councils\\_shingikai\\_gyakutai\\_boushi\\_277bd31e\\_05.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/277bd31e-b9f4-4cc5-8e2b-2dc2cb0ad159/8e7d1cec/20230401_councils_shingikai_gyakutai_boushi_277bd31e_05.pdf) (2023年5月20日確認)

図2 「こども家庭センター」設置運営要綱(案)概要

運営要綱（案）概要が提示され、改めてこども家庭センターの趣旨・目的として「子育て世代包括支援センターと市区町村子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努める。」（下線筆者）とされた。そして、「こども家庭センターは、できる限り妊産婦、こどもや保護者の意見や希望を確認又は汲み取りつつ、関係機関のコーディネートを行い、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークの中心的な役割を担う。」ことが示されている。もう1点は、「市町村子ども家庭支援指針」及び「子育て世代包括支援センターガイドライン」の検討に当たって考慮すべき事項を示しており、サポートプラン作成の理念、サポートプランを活用した支援の充実、こども家庭センターと要対協との関係、統括支援員に求められる資質の4点の柱でまとめられている。

こども家庭センターは、児童福祉法第10条に規定される市町村の業務を行うため、第10条の2でセンターの設置に努めるよう位置づけられ、その業務は第10条の規定によるところと連絡調整、支援者の確保や連携体制の整備、支援の促進、児童及び妊産婦の福祉に関し家庭その他につき必要な支援を行うことなど、「児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする」とされる。「こども家庭センター」設置運営要綱（案）において、児童福祉機能に係る業務として、①家庭や地域の状況の把握、②情報の提供、③相談等への対応（サポートプランの作成等）、④総合調整、⑤地域資源の開拓、⑥地域子育て相談機関との連携の支援を行うとされる。さらに、⑦家庭支援事業の利用勧奨・措置、⑧地域子育て相談機関の整備等、⑨要保護児童対策地域協議会の「要保護児童対策調整機関」についても併せて行うことが望ましいとされている。

母子保健と子ども家庭福祉の一体的支援については、実施体制の項目に主な業務フローとして示されており、母子保健部門でのサポートプランの作成、母子保健と子ども家庭福祉の合同ケース会議を経てサポートプランを更新し当事者に手交、

サポートプランに基づく支援を（こども家庭センターのこども家庭支援員や保健師等の連携・協働により）実施する流れとなっている。

要対協とこども家庭センターの関係は、①こどもとその家庭からの相談に対応する際、複数の関係機関が連携した支援が必要な場合に要対協を積極的に活用し、アセスメントに必要な情報共有や関係機関が協働しながらの支援を実施すること、②こども家庭センターの職員が、要対協の個別ケース検討会議における支援の検討、見直し等の際に、必要に応じてスーパーバイズを行うことも検討することが示されている。先述の一体的支援において、こども家庭センターが要対協を具体的にどのように活用する必要があるかについては、今後の課題として読み取れる。

なお、当該調査研究の結果、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」を設置していない理由として、「子どもの数や子育て家庭が少なく、すでに1つの課で対応している（「市区町村子ども家庭総合支援拠点」としていないが、同様の機能がある）」、「複数部署に跨る形で当該機能を担っているため、1つの機関としてまとめる必要性を感じない」といった実質的に支援拠点の機能を持っている自治体がある一方、「必要な人材の確保が難しい」という結果もみられている。一体的な支援における論点として、物理的・組織的な一体化なのか、支援方策を分野横断的に提供できるようにすることが一体化なのか、一体的な支援の意味するところを明らかにすることも必要と考えられる。

## ② 要保護児童対策地域協議会のあり方に関する調査研究報告書

2022年度厚生労働省委託研究として、先述③の調査研究と並行して「要保護児童対策地域協議会のあり方に関する調査研究」（実施主体：シードプランニング）が行われた。こども家庭センターの創設を視野に入れた研究であり、要対協の活性化のため、実態の把握、課題の整理及びその対応等の整理、要対協の効果的な運営方法等、要対協の支援対象である要保護児童、要支援児童及び特定妊婦に係る関係機関からの情報提供を促すツール（気づきツール）の試行的作成等を行うことを目的とし、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針

の見直し案についても示している。

報告書において、検討委員会では、要支援児童の捉え方の曖昧さに対して、要対協の個別ケース検討会議の開催等を通じ、関係機関が集まって協議を行い、個々のケースに応じて総合的に判断することが必要であること、実務者会議においては要対協ケース全体の進行管理を行い、個別のケースの管理や支援方針の見直しは個別ケース検討会議で実施するものとして整理した方が適切ではないかとの指摘があったことが示されている。個別ケース検討会議が情報報告会で終わっており、アセスメントが十分にできていないのではないかと懸念が示され、情報を集め、参加者全員でケースを理解し、全員で支援方策を考えることが重要であると指摘された。要対協設置・運営指針では、個別ケース検討会議は適宜開催されるものとしているが、その開催判断基準が非常に重要であるとの指摘もあった。個別ケース検討会議は、支援方針の見直し等を適時に行うことが求められるため、開催すべきタイミングや考え方を示していくことが必要とされている。

調査では、要対協の会議にスーパーバイザーが参加しない割合が高いこと、一部のケースで支援計画を作成しているもしくは支援計画を作成していない自治体が半数以上を占めていることが明らかになり、要対協の登録ケースであっても計画がないまま情報共有やモニタリングに入っていることが推察された。これは、今後こども家庭支援センターが作成するサポートプランと要対協が作成する支援計画の関係性を整理していく必要があることに、重要な示唆をもたらしている。

## 6. 考察

上述の検討経緯をふまえ、子ども家庭福祉における「包括的な支援」が、いわゆる骨太の方針、閣議決定されたこども未来戦略方針、いわゆるこども大綱の策定に向けた中間整理においても一貫して謳われ、児童福祉法においても法律の文言として使用された。そして、その包括的な支援の担い手として、支援拠点から母子保健と子ども家庭福祉の一体的な支援が期待されるこども家庭センターへと議論が変遷し、政策的にもこども家庭セ

ンターの人的配置の強化やこども大綱の中間整理でも取り上げられるなど、今後の子ども家庭福祉における基盤整備において、包括的支援の実現は重要な課題であることが明らかになった。

そこで、市町村における支援の基盤整備をどのように考えるかという観点から、市町村の切れ目のない包括的な支援におけるこども家庭センターの役割と機能、今後の課題について考察する。

### (1) 実施体制により生じる切れ目とこども家庭センターの役割

子ども家庭福祉の実施体制の特徴として、要保護児童福祉施策は、主に都道府県が担い、専門的援助を要するニーズに要保護児童福祉施策を中心に広域的に対応、保護者の動機付けや受け入れの状況によっては介入型援助を実施する。子育て支援・健全育成施策は、主に市町村が担い、多くの人が利用する子育て支援施策を中心に身近な生活圏で対応しており、寄り添い型支援となっている。こうした二元的体制における課題として、①市町村の役割認識（2つの実施主体間の「狭間」に落ちる可能性のある役割や業務）、②措置解除や一時保護解除後に、子どもと家庭が地域生活にソフトランディングできるような協働に向け、役割が馴染むような調整が難しく、どのように「連携」するかといった課題がある。

これらの課題を支援拠点が解決することが期待され、今後もその機能をこども家庭センターが担うソーシャルワーク機能が介在することで支援の切れ目を防ぎ、地域包括的・継続的支援へ変化させていくことが期待されている。こども家庭センターが行う一体的支援の一番のポイントは、上述のような支援の切れ目をなじませてなくすことにある。

①の役割認識については、こども家庭センターと児童相談所の間で、措置・一時保護が在宅かで役割を分断しないようにする必要があると考えられる。例えば、要対協の台帳登録は、措置・一時保護となっても、家庭復帰をする可能性を勘案して、継続しつつ連携を絶やさないよう工夫するという必要だろう。いずれの状態であっても、子どもと家庭の支援を共に担うチームであり、基

本的に任せきりにするのではなく並走する必要があることを確認したうえで、子どものニーズを中心に自分たちが何を提供できるかを考え、サポートプランを作成していく必要がある。子どもの年齢や各機関・担当者の機能及び専門性によって、登場回数や時間に濃淡ができるため、支援者が変わってもチームとして維持できるように、こども家庭センターが関係者の役割意識にも働きかけていく必要がある。

②の措置解除や一時保護解除後に、子どもと家庭が地域生活にソフトランディングできるような協働のための連携については、①のようなこども家庭センターの協働する役割意識への働きかけのほかに、制度的には児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号に規定されるいわゆる在宅措置としての市町村指導がある。市町村子ども家庭支援指針(ガイドライン)(厚生労働省2021; 45)によれば、市町村指導は「都道府県(児童相談所)による指導措置の委託を受けて市町村(支援拠点)が行う指導」と説明され、都道府県(児童相談所)の専門的な知識及び技術に基づき立てられた支援計画の下、指導がなされる必要がある事例が想定されている。その中には、支援の過渡期で都道府県から市町村主体の支援に移行する時や施設入所措置解除後等の継続的な支援の効果が見込まれる時などが含まれる。何より、ソフトランディングするまでの間、行政処分として実施されるため責任の所在が明確であり、市町村(支援拠点)と児童相談所間で支援に必要なやりとりが綿密に行われることが期待される。そのやりとりの方法が、支援拠点からこども家庭センターにも移行していくものと考えられる。児童相談所との協働により市町村に支援のノウハウを伝えられるという意味で、長く課題となってきた市町村への具体的な後方支援が実質化できる可能性がある。

## (2) 領域と施策の縦割りによる切れ目とこども家庭センターの機能

子ども家庭福祉の分野内においては、保育、子育て支援、虐待等要保護児童施策、社会的養護、障害児等の各領域の施策が、時代とともにそれぞれに充実・発展し、専門性を蓄積してきた。先行

研究において指摘されてきたことは、①普遍的な子育て・健全育成施策と要保護児童施策の分断(支援する側、体制上の問題点)、②子どもを中心とした切れ目のない支援の前提となる、領域同士のつながりを意識した連携システムが十分でない(要対協や支援拠点など、連携を模索したシステムが十分に機能していない)、③市町村中心の地域包括的・継続的支援体制を形成することが困難(領域別プラットフォーム。結果的に支援を統合するプラットフォームが1つになっていない)、といった課題が挙げられる(柏女ら2020, 佐藤2020)。

子どもと家庭に対する支援をいわゆるポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチという捉え方で考えると、その接続をどのように考えるかが課題として浮かび上がる。特に市町村では、要支援児童や要保護児童等、在宅家庭支援を必要としながら地域で生活することが多い。こども家庭庁(2023)による「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第19次報告)の概要」には、子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして注意すべきポイントが示されているが、養育者、生活環境等、子ども、援助過程という4つの側面にそってまとめられている。特に援助過程の側面は、支援する側が体制を整えなければならないことを示しているといえる。例えば、「関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず、得られた情報を統合し、虐待発生リスクを認識及び同一の支援方針による対応ができていない」、「リスク評価や対応方針について組織としての判断ができていない」、「要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)における検討の対象事例になっていない」、「転居など家族関係の変化を把握し、関係機関と適切な共有ができていない」等が挙げられている。

なお、死亡事例等の検証結果からみると、子ども・子育て支援施策の中でも、全員が対象となるようなポピュレーション寄りのサービスにはそれなりにつながっていても、その先の養育支援訪問やショートステイなどのハイリスクと捉えられた後のサービスになるとほとんどつながっていない状態であることがわかる。つまり、支援に切れ目が出来ている。こども家庭センターの意義として、

母子保健と子ども家庭福祉両方の拠点機能を活用して一体的に相談支援を行うことにより、ニーズを的確に捉えて必要な支援を提供できるようにする必要があるだろう。こども家庭センターにおける母子保健と子ども家庭福祉の組織の一体化や物理的な一体化は、日頃からの情報共有や協働の場面を多く持って意識のすり合わせをする方策のひとつと考えることができる。

また、先行研究の分析を基にすると、支援拠点のソーシャルワーク機能は三層構造で構築していく必要があると考えられる。①具体的な支援方針・サービス提供を含めた個別具体的なケアマネジメント、②要対協や各領域のネットワークを活用し、市町村内の複数の区域での進行管理を含めたケアマネジメント担当拠点の機能、③市町村全体の社会資源を把握し、領域を超えて支援を統合する地域包括的・継続的支援のソーシャルワーク担当拠点の機能の構築が課題であった(佐藤2022)。これは、こども家庭センターの機能にも同様のことが当てはまると考えられる。

制度の考え方として、子どもと家庭のニーズの濃淡に応じて施策の連続性を確保し、支援の連続性、継続性が担保されるよう考えることが必要である。子どもと家庭のニーズは、生活上の課題や支障が生じる状態に着目し、複合的な困難さに福祉サービスを取り入れて専門職と共に取り組むことが必要となる。そのため、特定の領域のみで対応することは難しく、ニーズをどのように満たし課題を解決することができるのかの方策を調整するために、これまでの児童福祉法や現行の市町村子ども家庭支援指針等において示されている市町村の役割、現行の支援拠点に求められるソーシャルワーク機能の活用が、今後の包括的な支援体制整備の鍵を握ることになると考えられる。

### (3) 包括的な支援におけるこども家庭センターと要対協の関係

日本の子どもの未来を考える研究会(2020)によって、支援の切れ目として①組織による切れ目、②専門分野(専門性)間の切れ目、③年齢による切れ目、④相談種別による切れ目があることが示されている。「支援の切れ目がどこにできるのか」

について、子ども家庭福祉の関係機関、専門職が理解を深める必要がある。上記に加えて、物理的(制度・実施体制・財政・空間・距離等)、心理的(サービス利用に対するスティグマ)に生じてきた様々な支援の「切れ目」を克服し、子どもを中心に据えた包括的な支援を可能とする実施体制へと転換できるよう、第3の基盤整備が進むことが重要と考える。

こども家庭センターの整備と共に、量の不足、支援方策の不足が明らかになったことを受けて在宅支援方策について、訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設し、これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施することを制度化した。

こども家庭センターは、「子どもや妊産婦等に利用しやすい形となるよう、物理的な場所の一本化等は求めず、組織が一体的で、情報が確実に共有されていればこども家庭センターとすることを想定している」と説明されており、「母子保健サービスや子育て支援施策について、支援を必要とする妊産婦・子育て世帯・子どもに確実に支援を届けるためには、支援の体系的なマネジメントが一層重要となる」とされている(厚生労働省2022)。そのため、支援を要する子どもや妊産婦等に対するサポートプランの作成を新たに市町村の業務として位置づけ、こども家庭センターで把握した支援ニーズを確実に支援につなげていくこと」とされた。こども家庭センターに関しては、2022年の法改正前、2021年度の補正予算において、「新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援」として、「母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業」(主に整備費・改修費)、「母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業」(主にサポートプラン作成・地域づくり、ネットワーク構築等)などが進められてきた。

こども家庭センターは、福祉と母子保健の一体的な機関として、ワンストップで対象ごとの相談支援をし、支援をつなぐための環境整備をすることになる。「一体的に相談支援等を行う機能を有する機関」としてこども家庭センターが4つの業務を行うにあたっては、一定の区域ごとの整備に努

めるとされる地域子育て相談機関と密接に連携を図ることとされている。地域資源や民間資源等とのシームレスな支援体制の構築もこども家庭センターの役割だとすると、体制の整備に係る市町村の役割や責任と適切に住み分ける必要がある。あくまで庁内の組織体制や改革、地域の関係機関の啓発や専門性の担保といった体制を構築するのは市町村の役割であって、こども家庭センターが包括的で継続的な相談支援をシームレスに展開できるようにする必要がある。

こども家庭センターは、子どもや家庭に支援が届くようにするため、支援の体系的なマネジメントが一層重要となるという機能に関する言及を確認した。これに加え、先述のように①子どもと家庭のニーズに応じて、福祉に限らず支援できるよう分野を超えた包括的支援のためのネットワーキング、②児童の年齢で施策に切れ目を生じさせないよう、継続的支援のために個々の生活課題に着目した支援のコーディネート、③支援が必要な子どもと家庭に心理的に受け入れられやすく、支援から遠ざけないためのスティグマをもたさない工夫のほか、④支援が届けるためのアウトリーチ、⑤民間団体との連携・協働、⑥家庭支援の資源を量的・質的に拡充すること、⑦それを届ける人材の育成やそのあり方等が論点として検討されなければならないが、いずれも今後のこども家庭センターの役割や機能を考えるうえで欠かせない。

こども家庭センターと要対協は「密接な連携を取る」とされており、こども家庭センターが要対協の調整機関を担うことが求められる。こども家庭センターと要対協の関係をどのように捉えるのかについては大きな課題であるといえる。先行研究（シード・プランニング2023）においても、「要対協と子ども家庭総合支援拠点／こども家庭センター等との機能や位置づけの再構成」の必要性等について言及している。こども家庭センターがソーシャルワーク機能を持って母子保健・子ども家庭福祉の一体的相談支援を行う際、子どもと家庭が日常的に関わる関係機関は別にあることの方が多という点に留意が必要である。その意味で、こども家庭センターが地域子育て相談機関との密接な連携を求められていることは評価できる。

上記のような観点からいえば、子どもと家庭のニーズに応えるサポートプランが立てられていて、どこの機関の誰がどのような役割をどのように担い、どのようなタイミングで支援が提供され、どこで支援が行き詰まっており、いつプランが見直されるべきなのか、全体を俯瞰して支援が子どもにとって最も良い方法で行われているかについて、こども家庭センターがグリップする必要があると考えられる。こうした働きを担うのが、新たに配置される統括支援員の役割と考えられる。関係機関である多職種・多機関による支援の展開過程を知るためには、支援のプラットフォームである要対協の調整機関として実務者会議や個別ケース検討会議を通じて、関係者の協働が図られ、支援が俯瞰できるように働きかけること、実務者会議や個別ケース検討会議が連動してスーパービジョンやコンサルテーションなどの機会を得ることで、関係機関や支援者から支援計画の見直しが提起されるよう、要対協を活性化させることも必要であろう。こども家庭センターによる一体的な支援において、要対協を活用した支援の包括化を考えることは、今後のこども家庭センターのあり方を考えるうえで有益ではないだろうか。

本稿で明らかになったこども家庭センターに期待される役割や機能を踏まえ、今後はこども家庭センターと要対協の関係に着目し、要対協を活用した支援のマネジメントについて実証的に明らかにしつつ、市町村における地域包括的・継続的支援のあり方を検討することが課題である。

## 註

1) 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会第33回社会的養育専門委員会 資料1「具体的な対応について①（妊産婦・子育て世帯につながる機会の拡大、市町村等のソーシャルワーク機能、子育て世帯の家庭・養育環境への支援）」 pp.5-6.

出典：厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第18次報告）の概要」 p.16.

2) 「経済財政運営と改革の基本方針2021について」令和3年6月18日閣議決定 p.18.

3) 示されている6つの基本理念は、1. こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案、2. 全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上、3. 誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援、4. こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年度の壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援、5. 待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換、6. データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル(評価・改善)である。今後取り組むべき政策の柱は4点、1. 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を目指す、2. 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する、3. 成育環境にかかわらず、誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する、4. 政策を進めるに当たって共通の基盤となるものである。

#### 引用文献・参考文献

崔珍姫 (2010) 「市町村を基盤とする子ども家庭福祉相談体制に関する研究—地方分権化の視点から」『子ども家庭福祉学』第9号 日本子ども家庭福祉学会 pp.89-99.

藤咲宏臣、菅井敏行、新保幸男 (2009) 「子ども家庭福祉行政実施体制の地方分権に関する研究」『子ども家庭福祉学』第8号 日本子ども家庭福祉学会 pp.71-80.

柏女霊峰編、藤井康弘、北川聡子、佐藤まゆみ、永野咲 (2020) 『子ども家庭福祉における地域包括的・継続的支援の可能性』福村出版.

厚生労働省 (2022) 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」第51回社会保障審議会児童部会資料3—1 令和4年2月 p.1 <https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000897583.pdf> (2023年5月6日確認).

厚生労働省 (2022) 「自治体向け改正児童福祉法説明会資料【資料1】改正児童福祉法について

1部」 p.1 <https://www.mhlw.go.jp/content/000994207.pdf> (2023年5月10日確認).

こども家庭庁 (2023) 「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に向けた検討状況 令和5年9月15日 市区町村説明会」 p.5. [https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/a7fbc548-4e9c-46b9-aa56-3534df4fb315/b58c0e51/20230914\\_policies\\_jidougyakutai\\_Revised-Child-Welfare-Act\\_11.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a7fbc548-4e9c-46b9-aa56-3534df4fb315/b58c0e51/20230914_policies_jidougyakutai_Revised-Child-Welfare-Act_11.pdf) (2023年9月30日確認).

内閣官房こども家庭庁設立準備室 (2023) 「参考資料集(幼児教育・保育、子育て家庭を対象とした支援関係)」 p.25. [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo\\_seisaku\\_kyouka/dai3/sankou1.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku_kyouka/dai3/sankou1.pdf) (2023年5月1日確認).

内閣府 (2022) 『令和4年版少子化社会対策白書』

日本の子どもの未来を考える研究会 (2017) 『平成28年度 日本の子どもの未来を考える研究会事業報告書「すべての子どもが日本の子どもとして大切に守られるために」』日本財団.

日本の子どもの未来を考える研究会 (2018) 『平成29年度 日本の子どもの未来を考える研究会事業報告書「すべての子どもが日本の子どもとして大切に守られるために」』日本財団.

厚生労働省 (2021a) 「市町村子ども家庭支援指針(ガイドライン)」, 13, 27.

厚生労働省 (2021b) 「厚生労働省関連業務 子育て世代にかかる家庭への支援に関する調査研究報告書」(受託: 政策基礎研究所).

三菱UFJリサーチ&コンサルティング (2023) 「こども家庭センター及びサポートプランについての調査研究報告書」令和5年3月. [https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/7bbba95c-5cbf-4767-af55-67acd3408fc5/196e0981/policies\\_jidougyakutai\\_Revised-Child-Welfare-ActResearch\\_02.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7bbba95c-5cbf-4767-af55-67acd3408fc5/196e0981/policies_jidougyakutai_Revised-Child-Welfare-ActResearch_02.pdf) (2023年5月20日確認).

佐藤まゆみ (2022) 「市区町村子ども家庭総合支援拠点のあり方に関する一考察—包括的・継続的支援に向けたソーシャルワークのために—」『淑徳大学短期大学部研究紀要』第64号 pp.1-15.

シード・プランニング (2023) 「要保護児童対策地域協議会のあり方に関する調査研究 報告書」  
令和5年3月.

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/7bbba95c-5cbf-4767-af55-67acd3408fc5/d499c648/policies\\_jidougyakutai\\_Revised-Child-Welfare-](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7bbba95c-5cbf-4767-af55-67acd3408fc5/d499c648/policies_jidougyakutai_Revised-Child-Welfare-)

ActResearch\_03.pdf (2023年5月20日確認).  
山縣文治、岩間伸之、岡田忠克ほか (2005) 『子ども家庭福祉相談体制のあり方に関する研究 (自治体調査) —地域における子どもと家庭に関する相談支援体制のあり方に関する研究—』  
大阪市立大学社会福祉学研究室.